

令和8年8月27日

政策部水資源対策課

各項目問い合わせ先

- | | | | |
|---|----------------------|--------|--------------|
| 1 | 松村、有馬(内線 2831, 2835) | ダイヤルイン | 087-832-3127 |
| 2 | 松村、安藤(内線 2831, 2837) | ダイヤルイン | 087-832-3129 |

香川用水の第四次取水制限の開始に伴う県の対応と 取水制限に対応する市町等の実施状況について

1. 香川用水の第四次取水制限の開始に伴う県の対応について

本日開催の香川県渇水対策本部において、**別紙1**のとおり「香川用水の第四次取水制限時の主な対応」について取りまとめたのでお知らせします。

【第四次取水制限時の主な対応（抜粋）】

- ・香川用水調整池（宝山湖）の取水量の増量
- ・梶川ダムの渇水対策容量を緊急時対応として継続活用

2. 取水制限に対応する市町等の実施状況について

8月27日（木）現在、香川用水の第四次取水制限に対応するための市町等における組織の設置や会議の開催予定及び給水制限の実施予定は、**別紙2**のとおりです。

第四次取水制限時等の主な対応

部局	(・ 継続事項、◎新たな対応、 下線は強化される事項)
渇水対策本部	◎「香川県渇水対策本部」設置（８/27）（本部会、幹事会の開催） ◎デジタルサイネージでの節水広報 ・取水制限に対する対策を各所属、各市町等に要請 ・県民への節水広報の徹底 （立看板の設置（本庁舎）、新聞、ラジオ、県ホームページ等） ・公用車の啓発プレートによる広報 ・取水制限に伴う影響の情報収集 ・県内の水源及び各市町等の渇水対応組織の状況把握
政策部	・来庁者、施設利用者等への節水の呼びかけ ・市町等水道の緊急対策施設整備に対する支援
総務部	・県民への節水広報（ラジオ、テレビ、県ホームページ、SNS） ・来庁者へ節水の呼びかけ（立看板等） ・電子掲示板で紙コップ使用等と呼びかけ ・建築工事施工業者に対して、工事における節水の促進及び井戸水、中水等の代替使用を依頼 ◎清掃委託業者、生協（食堂）、理髪店への節水の協力依頼
危機管理総局	・市町、消防（局）本部に対して消防水利の確保及び火災予防広報を引き続き要請する。 ・消防学校内の各手洗い場に取水制限に関する貼り紙を貼ることにより節水と呼び掛けるとともに、消防学校内の８ｍプールの水をそのまま放水訓練等に使用することにより、水の節約を図る。 ・樹木への灌水の中止
環境森林部	・水質検査受託体制の充実と民間検査機関に対する協力要請 ・各保健福祉事務所における飲料水水質検査の受付日を（隔週水曜日から）毎週水曜日に拡大、飲料水水質検査手数料減免措置を対象地区における新設井戸及び共同井戸から全ての井戸（営業用飲用井戸を除く）に拡大 ・民間検査機関に対する飲料水水質検査の協力要請 ・環境保健研究センターにおいて水質検査用に必要な浄水を確保 ・水道事業者等に対して、水道水質管理の強化について通知 ・公共工事現場における節水の徹底を通知 ・森林センター管理苗木の灌水を１日２回から１回に制限 ・指定管理者に対して、より一層の節水協力を依頼（公渕森林公園、満濃池森林公園、ドングリランド、大滝大川県立自然公園） ・指定管理者に対し、貼り紙や看板等による施設利用者への周知を依頼（公渕森林公園、満濃池森林公園、ドングリランド、大滝大川県立自然公園） ・瀬戸内海国立公園内園地トイレ（屋島、大崎山等県内７箇所１０棟）に節水表示 ◎市町、保健福祉事務所等に公共用水域の水質状況の的確な把握等について通知

健康福祉部	・各県有施設内でのより一層の節水の実施（水道等の水圧調整及び貼り紙や看板、電光掲示板により、施設利用者に節水の呼びかけ、冷房時間の制限、施設利用の制限） ・市町に対して社会福祉施設等の運営に必要な水の確保、障害者等に対する生活水の確保のための配慮を要請 ・社会福祉施設等の管理者に対し、入所者が利用する水の確保及び節水を要請 ・給水制限時におけるトイレ等の衛生管理・感染症発生時の対応について、保健福祉事務所へ再通知 ・生活衛生関係営業団体に対して衛生確保の徹底を指導 ・県食品衛生協会に対して、巡回指導強化等の食品衛生確保の協力依頼 ・保健福祉事務所を通じて食品関係施設・生活衛生関係施設等に対して、衛生確保の徹底について指導 ・香川県薬剤師会及び香川県医薬品卸業協会等に対して、薬局等における公衆衛生用薬の確保を依頼 ・県医師会、郡市医師会、県歯科医師会に対して、医療機関における水の確保について依頼 ・さぬきこどもの国において、水を利用した施設（ミルキーウェイ）の休止
商工労働部	・施設利用者等に、より一層の節水協力を依頼（サンメッセ香川、ネクスト香川、FROM香川、高等技術学校、産業技術センター、計量検定所） ・指定管理者に、より一層の節水協力を依頼（サンメッセ香川） ・産業技術センターにおいて、水を一定量使用するような新規の依頼試験や施設利用があった場合には、その実施や利用について、中止も含めて依頼者と調整（産業技術センター） ・冷水機の使用停止（サンメッセ香川） ・手洗い等の蛇口の水圧・水量調整（産業技術センター、ネクスト香川・FROM香川、計量検定所） ・シャワー使用自粛の要請をシャワー室に掲示（ネクスト香川・FROM香川） ・樹木等への散水の抑制、下水処理水利用（ネクスト香川・FROM香川、計量検定所、高等技術学校） ・高松東ファクトリーパーク立地企業で構成する協議会に対する貯水率の情報提供
交流推進部	・施設利用者に対し、より一層の節水啓発 ・サンポート高松多目的広場・琴弾公園の噴水の停止 ・観光関連業界の取水制限による影響の聴き取り調査及び情報の提供 ・香川県観光協会へ節水の協力依頼 ・公園等施設の洗面所蛇口の水圧調整、トイレ等に節水表示 ・瀬戸大橋記念公園の水の回廊等の運転時間短縮、坂出緩衝緑地等の緑地灌水の一部中止 ・サンポート高松の駐車場の散水栓等の使用停止 ◎高松シンボルタワー供用部・民間専有施設、栗林公園内の事業者に節水協力要請 ◎シャワー室の使用停止（瀬戸大橋記念公園球技場）
農政水産部	・ホームページや農業経営課SNS公式アカウントによる情報提供、節水栽培・被害防止技術等の周知 ・農協等と連携し、節水栽培・被害防止技術等の周知 ・農業用ため池の貯水状況の把握 ・香川用水土地改良区、土地改良事業団体連合会に対して、各地域の実情に即した農業用水の適切な配水調整と、より一層の節水を依頼 ・干害応急対策事業の周知徹底及び実施 ・農作物の生育状況・被害発生状況等の定期的な調査、取りまとめ ・貯水槽の設置等による畜産用の飲料水確保について指導 ◎高温・渇水に対する栽培指導の実施 ◎高水温下での養殖管理について、へい死事故の防止のため、必要に応じて、海面においては給餌制限などの指導、内水面においては魚類養殖状況の聞き取り調査を実施

土木部	・ 県内ダムの貯水状況の把握と情報提供、利水者等へ節水依頼 ・ 工事における節水の促進、井戸水、中水等の代替使用を関係機関に指導 ・ 船舶給水の節水の呼びかけ（高松港管内） ・ サンポート高松地区内トイレ・洗面所等並びに都市公園内の水道施設周辺を中心に節水の呼びかけ文書掲示 ・ 県営住宅の入居者全戸へ一層の節水協力依頼のチラシ配布 ・ 道路工事で水を利用する場合は、井戸水、下水処理水の利用を検討するよう事務所を通じて、業者に対し要請 ・ 通行規制等の表示を行っていない道路情報板において、節水協力を表示 ・ サンポート高松ハーバープロムナード、さぬき空港公園の噴水施設の停止 ・ さぬき空港公園、香西西地区港湾緑地の植栽等の散水に水道水以外を利用 ・ 大東川、金倉川浄化センターの下水処理水の一般開放時間の延長と拡大 （平日は午前 8 時 3 0 分～午後 7 時、土日及び休日は午後 3 時～午後 7 時まで） ・ 河川等状況把握のため、必要に応じパトロール等の実施 ・ 栴川ダムの渇水対策容量を緊急時対応として活用
病院局	・ 県立病院での<u>節水ステッカーの貼付(常時)</u>、節水の呼びかけ、蛇口の水圧調整 ◎院内渇水対策本部の設置（設置時期については、地域の給水状況等を踏まえ各病院にて判断）
教育委員会	・ 児童、生徒、教職員、利用者等に対する節水の周知徹底 ・ 水道水による灌水を制限もしくは禁止、公用車の洗車を制限 ・ トイレの一部を使用禁止（県立丸亀競技場、県立アリーナ以外の県立体育施設） ・ シャワー室の一部を使用制限もしくは使用停止（県立体育施設） ・ 施設等の洗面所、トイレ等に節水表示 ・ 施設等のトイレ洗面所等の水圧、水量調整を強化 ・ プール使用前の洗体シャワーを井水に切替<u>及びシャワー室を使用停止</u>（県立総合水泳プール） ・ 蛇口の使用箇所制限（県立高校、県立総合水泳プール） ・ 屋外の手、足洗い場の水量を調整（五色台少年自然センター、屋島少年自然の家、埋蔵文化財センター） ◎プールへの給水の制限（県立学校）
警察本部	・ 警備課に設置した「香川県警察取水制限対策連絡室」の継続 ・ 取水制限等に関する情報収集 ・ 相当数の市町で時間給水が実施されるなど、県民生活へ多大な影響が出る場合に警察本部及び警察署に「渇水対策本部」を設置し、取水制限等に関する情報収集及び治安対策の実施 ・ 樹木への灌水の中止 ・ 公用車の洗車制限 ◎全警察施設のトイレ洗面所等の蛇口の水圧調整又は水圧調整ができない蛇口に対する一部利用制限
全庁共通事項	・ 職員に対して節水の徹底や、電子掲示板による啓発 ・ トイレ洗面所等の水圧調整 ・ 紙コップ使用を呼びかけ ・ エレベーターホールに啓発プレートを掲示

◎香川県広域水道企業団渇水対策本部を設置

- ・断水の回避に努めるため、更なる自己水源の有効活用や減圧給水、節水啓発を強化
- ・工業用水受水企業への情報提供と更なる節水啓発の強化等への対応を要請

◎各市町の給水量の制限を行うとともに、宝山湖からの取水を増量

取水制限に対応する市町等の実施状況

令和8年8月27日現在

①取水制限に対応するための組織の設置及び会議の開催状況

市町等	名称	設置・開催日時	その他特記すべき対応等
高 松 市	高松市渇水対策班長・副班長会	令和8年8月3日 9時開催 令和8年8月10日 9時開催	
	高松市渇水対策本部 高松市消防渇水対策本部	令和8年8月27日 15時30分設置・開催 令和8年8月27日 15時30分設置	
丸 亀 市	丸亀市渇水対策本部準備会	令和8年8月3日 9時開催 令和8年8月10日 9時開催 令和8年8月19日 9時開催	
	丸亀市渇水対策本部	令和8年8月27日 設置	
坂 出 市	坂出市渇水対策本部準備会	令和8年8月17日 8時40分開催	
	坂出市渇水対策本部	令和8年8月27日 設置	
善 通 寺 市	善通寺市渇水対策本部準備会議	令和8年8月10日 9時開催	
	善通寺市渇水対策本部会議	令和8年8月19日 9時開催 第四次取水制限開始日 会議開催	
観 音 寺 市	観音寺市渇水対策委員会	令和8年8月3日 9時開催	
	観音寺市渇水対策本部	令和8年8月28日 8時45分開催	
さ め き 市	さぬき市渇水対策本部準備会議	令和8年8月10日 9時開催	
	さぬき市渇水対策本部	令和8年8月18日 16時30分開催	
東 か が わ 市	東かがわ市渇水対策委員会	令和8年8月10日 9時開催 令和8年8月19日 9時開催 令和8年8月25日 14時30分開催	
	東かがわ市渇水対策本部	令和8年8月27日 13時設置、開催予定	
三 豊 市	三豊市渇水対策委員会	令和8年8月3日 9時開催 令和8年8月10日 9時開催 令和8年8月19日 9時開催	
	三豊市渇水対策本部	令和8年8月28日 8時45分設置・開催	
三 木 町	三木町渇水対策本部	令和8年8月19日 会議開催 第四次取水制限開始時 会議開催予定	
宇 多 津 町	宇多津町渇水対策連絡会議	令和8年8月3日 9時開催	
	宇多津町渇水対策本部	令和8年8月19日 設置 令和8年8月21日 会議開催 状況に応じて開催	
綾 川 町	綾川町渇水対策本部	令和8年8月27日 設置予定	
琴 平 町	琴平町渇水対策本部	令和8年8月19日 会議開催	
多 度 津 町	多度津町渇水対策本部会議	令和8年8月19日 9時開催 第四次取水制限開始日 9時開催予定	
企 業 団	香川県広域水道企業団取水調整対策連絡会	令和8年8月3日 9時開催 令和8年8月10日 9時開催 令和8年8月13日 14時 香川用水調整池運用連絡協議会開催 令和8年8月19日 9時開催 令和8年8月21日 13時 香川用水調整池運用連絡協議会開催	
	香川県広域水道企業団渇水対策本部	令和8年8月27日 13時設置、開催予定	

②取水制限に伴う給水制限の実施状況

実施主体	区域	内容	その他特記すべき対応等
企 業 団	旧高松市(牟礼町、庵治町、塩江町、香川町、香南町、国分寺町を除く高松市区域)	日常生活に影響ない範囲での減圧給水 220kPa→200kPa	
	旧丸亀市(飯山町、綾歌町を除く丸亀市区域)	日常生活に影響ない範囲での減圧給水 320kPa→300kPa	

※ 土庄町、小豆島町、直島町、まんのう町は、香川用水から水道用水を受水していない。

※ 下線は今回からの追加箇所